

(3) 面積

17,373.34 平方メートル

Ⅲ工区

(1) 位置

天草郡御所浦町字古場 3087 の 3、3087 の 4、字大岩 3100 の 8 及び 3100 の 6 地先
公有水面

(2) 区域

次の A の地点から G の地点までを順次直線で結んだ線及び G の地点と A の地点を
結ぶ平成 14 年秋分の日満潮位 (DL + 3.66 メートル) における公有水面と陸地と
の境界線により囲まれた区域

A の地点 四等三角点脇ノ上 (北緯 32 度 20 分 40.8785 秒、東経 130 度 21 分 4.1375
秒) から 318 度 41 分 14 秒 746.686 メートルの地点

B の地点 A の地点から 327 度 47 分 55 秒 41.499 メートルの地点

C の地点 B の地点から 57 度 47 分 50 秒 42.778 メートルの地点

D の地点 C の地点から 59 度 16 分 38 秒 19.165 メートルの地点

E の地点 D の地点から 61 度 49 分 18 秒 22.841 メートルの地点

F の地点 E の地点から 64 度 22 分 04 秒 34.090 メートルの地点

G の地点 F の地点から 153 度 53 分 23 秒 32.965 メートルの地点

(3) 面積

7,015.61 平方メートル

I 工区、II 工区及びⅢ工区の総面積 39,375.28 平方メートル

4 埋立地の用途

道路用地

5 関係書類の縦覧場所

熊本県林務水産部漁港課及び天草地域振興局農林水産部漁港課並びに御所浦町建設課

6 縦覧期間

告示の日から起算して 3 週間

熊本県告示第 980 号

公有水面埋立法 (大正 10 年法律第 57 号) 第 2 条第 2 項の規定により公有水面埋立ての
出願があったので、同法第 3 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に
供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間の満了の日までに意見書を提出するこ
とができる。

平成 14 年 12 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 出願者の住所及び名称

熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 御所浦漁港管理者 熊本県

熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 道路管理者 熊本県

2 埋立区域

(1) 位置

天草郡御所浦町字古場 3087 の 5、3087 の 3、3087 の 4 及び字瀬戸目 2936 の 13 地
先公有水面

(2) 区域

次の①の地点から⑯の地点までを順次直線で結んだ線及び⑯の地点と①の地点を
結ぶ平成 14 年の秋分の日満潮位 (DL + 3.66 メートル) における公有水面と陸地と
との境界線により囲まれた区域

①の地点 嵐口港 4 号防波堤灯台 (北緯 32 度 20 分 56 秒、東経 130 度 21 分 39 秒)
から 279 度 09 分 54 秒、1,254.47 メートルの地点

②の地点 ①の地点から 1 度 24 分 06 秒 15.00 メートルの地点

③の地点 ②の地点から 91 度 24 分 06 秒 50.00 メートルの地点

④の地点 ③の地点から 181 度 24 分 06 秒 13.50 メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から 91 度 24 分 06 秒 50.00 メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から 181 度 24 分 06 秒 3.00 メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から 91 度 24 分 06 秒 20.00 メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から 1 度 24 分 06 秒 3.00 メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から 91 度 24 分 06 秒 96.00 メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から 181 度 24 分 06 秒 3.00 メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から 91 度 24 分 06 秒 20.00 メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から 1 度 24 分 06 秒 3.00 メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から 91 度 24 分 06 秒 50.00 メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から 1 度 24 分 06 秒 13.50 メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から 91 度 24 分 06 秒 35.00 メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から 181 度 24 分 06 秒 57.31 メートルの地点

(3) 面積

17,449.54 平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域